

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 688万円

1 交付金の概要

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は、地方公共団体が緊急的に整備を実施する、公立の小学校等の敷地内にある倒壊の危険性があるブロック塀等の安全対策(以下「ブロック塀等安全対策事業」)及び公立の小学校等の校舎等を行う児童生徒等の熱中症対策として必要な空調設置(以下「空調設置事業」)に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、ブロック塀等安全対策事業及び空調設置事業のそれぞれについて、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」)に算定割合を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額を選定して、上記により選定された交付対象事業の種別ごとの額を合わせた額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積等(以下「配分基礎面積等」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗じて算定することとなっている。そして、空調設置事業に係る配分基礎面積等は、空調設置事業の対象となる室等の床面積の計とすることとなっている。

交付額の算定は、交付金の交付申請時に行うこととなっているほか、実績報告時にも配分基礎額や交付対象工事費の変更を反映して再度行うこととなっている。そして、実績報告時においては、配分基礎面積等の変更に伴う配分基礎額及び交付対象工事費の変更を反映した額(以下「本来の交付決定額」)並びに配分基礎面積等の変更後における実際の契約金額を反映した額(以下「額の確定時の再算定額」)をそれぞれ算定して、交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額のうち、いずれか少ない額により交付金の交付額を確定することになっている。

2 検査の結果

福島県の2市において、交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額を比較せずに交付額を算定したり、配分基礎額の算定に当たり配分基礎面積等の算定を誤っていたりするなどして、交付金計688万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の 種別	年度	交付金の交付 額	不当と認め る交付金の 交付額	摘 要
福島県	福島市	ブロック塀等安全対策事業、空調設置事業	平成30、令和元	1億2040万 円	583万 円	交付決定額、本来の交付決定額及び額の確定時の再算定額を比較せずに交付額を算定するなどしていたもの
同	相馬市	空調設置事業	平成30、令和元	3604万	105万	配分基礎面積等の算定を誤っていたもの
計	2事業主体			1億5644万	688万	